平 成 ２ ６ 年 度 科 学 研 究 費 助 成 事 業

「奨励研究」書面審査の手引

平成２５年１２月

独立行政法人日本学術振興会

は　し　が　き

本手引は、科学研究費助成事業（以下、この手引において「科研費」といいます。）のうち奨励研究の書面審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いします。

目　　次

1　科研費（奨励研究）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　審査の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3　審査における基本的な留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4　書面審査の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5　書面審査評定方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

6　審査結果回答・研究計画調書返送期限・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

7　審査終了後における審査関係資料の取扱いについて・・・・・・・・・・ 11

〔参　考〕

1　奨励研究の書面審査における評定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2　平成２６年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）
公募要領（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

3　科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

4　独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の
基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

1　科研費（奨励研究）の概要

・目的

科研費（奨励研究）は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励することを目的とするものです。

・対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象とします。

・応募資格

応募資格は、応募時点において、次のいずれかに該当することです。

(1)　小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員及び教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員

(2)　企業の職員

(3)　上記(1)、(2)に掲げる者以外の者で、学術の振興に寄与する研究（科学研究）を行っている者

ただし、(1)、(2)及び(3)に該当する者であっても、次の場合には応募することができません。

①　生徒及び学部学生・大学院生（社会人学生を除く）

②　文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科学研究費助成事業＜基盤研究、若手研究等＞の応募資格を有する者

③　科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成２６年度に、「その交付の対象としないこと」とされている者

（参考）

上記②の応募資格を有する者とは、次の①及び②の要件を満たす者並びに日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」をいいます。

（「平成２６年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領」抜粋）

①　応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

＜要件＞

ア　研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ　当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ　大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

②　科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成２６年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

※　研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第２条に規定される研究機関のことです。

（注）科学研究費補助金取扱規程第２条に規定される研究機関
１）　大学及び大学共同利用機関
２）　文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
３）　高等専門学校
４）　文部科学大臣が指定する機関

・応募経費（金額）

応募できる経費は、研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費です。
応募できる金額は、**１０万円以上１００万円以下**です。
研究計画の遂行に必要な経費であっても、**次の経費は対象となりません。**

①　建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
②　補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
③　研究代表者の人件費・謝金

その他、研究に直接関係のない経費（例えば、酒・煙草等）も対象とはなりません。

・研究期間

１年

２　審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んで下さるようお願いします。

(1)審査の基本:ピア・レビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者(ピア)が、科学者としての良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピア・レビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピア・レビューにより行われます。審査委員に選ばれた方々は、すでに科研費等の取得を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピア・レビューアーとしてふさわしい方々です。ピア・レビューの意義を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いします。

(2)利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反(Conflict of Interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関

係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものでありますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもっていただくことをお願いします。

（3）利害関係者の排除

審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規定」第8条第一号によって、「研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合」等、ご自身が関与した申請課題はもちろん、「研究課題の研究代表者との関係において」親族関係、緊密な共同研究を行う関係、同一研究単位での所属関係、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある研究者の申請課題の審査・評価には関わらないこととされています。詳細は4頁を参照してください。）

（4）審査種目と審査の仕方

科研費のうち、「奨励研究」の審査は、各研究分野において高い見識を持つ複数の審査委員が、書面により個別に行う「書面審査」と、合議により審査する「合議審査」によって行われます。

書面審査では、分野ごとに２人の審査委員に、個々の研究計画の学術的価値等について個別に評価を行っていただき、評点を付すとともに審査意見を記入していただきます。

合議審査は、下記の３小委員会３５グループに分かれて、評価を行いますが、ここでは、書面審査を担当した審査委員の氏名・所属研究機関、総合評点及び審査意見が審査資料として示されます。

これらの資料と書面審査結果を評点順に並べた資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員が合議の上、採択候補研究課題を選定します。

○　人文・社会系小委員会（１２グループ）
○　理工系小委員会（１０グループ）
○　生物系小委員会（１３グループ）

これらの審査結果を基に、科学研究費委員会が採択研究課題及び交付金額の最終決定を行います。

（5）審査の実際

① **審査意見の作成**：合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加えて、その評価に至った理由を「コメント」欄に必ずご記入ください。

② **評点分布**：「総合評価」は、3段階の評点区分毎に示してある評点分布を目安に、バランスを考慮してください。「A」及び「B」は、それぞれ20％、「C」は60％です。ただし、応募件数が少ない場合(10件未満)には、評点分布のバランスを考慮する必要はありません。

③ **審査期限**：次のスケジュールを必ずお守りくださるようお願いします。
審査結果回答締切　平成２６年　２月　３日（月）【厳守】

詳細については、4頁～11頁をご参照ください。

(6)検証

すべての審査結果は、事後に日本学術振興会・学術システム研究センターにおいて検証されます。検証に当たっては、次の点を注意深く検討します。

- 「利害関係者」についての申し出の適切性
- 評点の適切性
- 審査意見の適切性

以上の観点から検証の結果、ピア・レビューアーとしての適切性に重大な疑義を持たざるを得ないようなケースが出た場合、次年度から審査委員をお願いしないことにしています。

3　審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

(1)審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が応募研究課題の研究代表者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。具体的には、下記「参考」の条項を参照してください。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

（ア）単に同じ学会・研究会に所属している場合

（イ）単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

下記の参考に挙げられているケース以外は、ご自身で利害関係を有するかどうか判断いただくことになります。

不明な点がある場合には、本会にお問い合わせください。

【参　考】

（利害関係者の排除）

第８条　評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一　科学研究費、特別研究員奨励費の場合

(1)　評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2)　評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

①　親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

②　緊密な共同研究を行う関係

（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

③　同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④　密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤　研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」　第８条の一）

(2)秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査に当たって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

なお、審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度の翌年度に公開します。

（３）系・専門分野・専門番号表について

系・専門分野・専門番号表は、本研究種目の審査希望分野の分類表です。

応募者が審査を希望する専門分野を選定し、応募しているため、それを尊重し、「不適切な専門分野への応募」といった理由だけで評価を下げずに、科学的価値についての審査を行ってください。

４　書面審査の指針

書面審査の実施に当たっては、以下の点に留意した上で、参考１に明示する「評定基準等」に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1)審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて評価を行うべきものです。守秘義務を遵守すれば、起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

(2)研究課題の評価

研究課題の評価は、専ら当該応募研究課題の研究計画調書の内容を判断して行ってください。

なお、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮してください。（１３頁　参考１「評定基準等」〔総合評点〕参照）

これは、特定の職種の者による研究のみに著しく偏ることのないよう、多様性にも配慮していただく趣旨です。

また、研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関（補助金の管理を応募者本人が行う場合にあっては、当該応募者）に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関（補助金の管理を応募者本人が行う場合にあっては、当該応募者）に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知します。

(3)評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募研究課題について、評点を付すこと及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

応募件数が多く、採択研究課題の競争率が非常に高いことから、書面審査の評点は、研究課題の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

なお、奨励研究は、各分野（２２頁　参考２「公募要領」別表１「系・専門分野・専門番号表」参照）ごとに審査を行うこととしており、応募研究課題が審査委員の専門外である場合についても、より広い立場から審査を行い、評点を付してください。

また、『総合評点』の評点分布は評定基準に示した目安（１３頁　参考１「評定基準等」〔総合評点〕参照）に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。

(4)審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）を『審査意見』として必ず「コメント」欄に記入してください。

次の審査意見の例は、過去の書面審査において、実際に記載されていた審査意見に基づくものであり、合議審査に有効な審査意見と不十分な審査意見の例ですので、審査意見記入の際に参考にしてください。

1．合議審査に有効な審査意見の例

(1)応募研究課題の長所と短所部分についての審査意見の例

○○を読み解くことで○○を行い、そこから○○の再検討を行う。○○とは別個に、○○が実際に運用され、機能する場を○○することで、共時的な視野を導入できるとする方法意識は示唆的である。○○だけに閉じられることなく、○○に着目することで○○という新しい○○も介在している。一方で、未完成の部分でもいいので、○○を提示して、そこから在来の○○が、どのように書き換えられるのか提示してほしかった。

○○において○○が遅れていることから、○○を開発する本研究課題の社会的意義は非常に高い。研究計画で示されている○○が開発されたならば、○○に貢献することが期待できる。申請者及び共同研究者は○○の専門家であり、○○の観点から○○の開発を進めることが可能であろう。ただし、○○を対象とするにもかかわらず、○○の専門家が共同研究者に見あたらないことが不安材料として残されている。

○○を考慮した○○を開発し、○○を目指している。研究内容は、○○に限定しない○○など､他に多く見られる同様の研究との相違点が明確に示されている。また、研究計画の進め方や研究方法、分担研究者の位置づけなども詳細に示されており、研究計画・方法の妥当性に関して説得力が認められる。しかし、たとえば本研究で要求している○○の導入ができない場合は、研究全体の遂行が難しくなることが危惧されるほか、○○の問題等に関して、より柔軟性のある研究計画が望まれる。

○○という研究テーマの学術的価値は高い。研究組織の構成も研究計画もおおむね妥当であるが、研究方法の中核をなすフィールドワークを通じて、結局のところ何をどこまで明らかにできると考えているのか、より具体的な見通しがほしい。研究成果の公開方法もやや消極的である。研究テーマからすれば、当然世界に向けた発信方法も検討すべきではないか。

（2）応募研究課題の長所部分についての審査意見の例

申請者は、ここ数年の間に、○○を確立し、○○において先導的な研究を展開してきた。本研究計画は、申請者がこれまで培ってきた○○をより一般化した○○を確立し、その手法を用いて○○を解明しようとするものである。手法のオリジナリティーの高さと共に、普遍的な方法論の確立という点で○○全般に対する波及効果も期待できる。

（3）応募研究課題の短所部分についての審査意見の例

本研究課題の趣旨はよく理解できるが、不明な点も少なくない。例えば、これまで適切な検証方法がなかったために、具体的にどのような問題が生じ、○○を阻害してきたのか。また、汎用性・実用性を備えた検証方法を開発すると言うが、世界中の研究者が現に行っている研究と、本研究課題が開発するという検証方法の間には、実際のところどのような関係が成立するのか。汎用性・実用性を目指すのであれば、検討すべき○○は膨大なものとなるはずである。どのような基準に基づいて研究の範囲を決め、それは具体的にどのような現象を含むことになるのか。こうした点について具体的な記述がないため、本研究課題の成果および波及効果について積極的に評価するのは困難である。

本研究課題では、実用的な○○を目的として、○○の開発を目指す。ここで、具体的な対象として、○○を挙げている。しかし、個々の対象に関する学術的な問題点の掘り下げが行われておらず、○○として、何を意図したものか理解することが出来ない。○○についても○○らの方法を参考するということで、申請者らのオリジナリティーが見えてこない。研究計画・方法についても不十分である。より具体的かつ詳細な記述が必要である。

２．不十分な審査意見の例

次のような、1行又は短い審査意見では、そのような評価に至った具体的な理由が記載されていないため、合議審査を担当する審査委員に審査意見の趣旨が正しく伝わりませんので、前記「１．合議審査に有効な審査意見の例」を参考にして詳細に審査意見を記入してください。

また、審査意見の記入の際には、次のような点に注意してください。

・評点を付す際に判断根拠とした事柄の説明（コメント）が明確であるか。
・審査意見に具体性があるか。
・審査意見が定型的なものとなっていないか。
・総合評点と審査意見との間に整合性があるか。

・ルーチンな研究であり、○○は認められない。
・興味深い提案である。
・研究テーマが漠然としている。
・研究の必要性はあるが平均的なレベルである。
・「○○研究（研究種目）」に馴染まない研究内容である。
・研究課題の学術的検討が不足している。
・成果が期待できる。

５　書面審査評定方法について

（１）書面審査の評定（審査結果）については、同封の【ＣＤ１】に記録されている Excel ファイルに入力していただくこととしております。

（２）Excel ファイルを開く際は、パスワードの入力が必要になります。同封しております「書面審査用パスワード通知書」により、ご自身のパスワードを確認のうえご入力ください。

（３）審査結果の入力に際しては、Excel ファイルをハードディスクにコピーして、一時保存してください。

（４）審査結果の入力後、用紙に出力するなどし、必ず内容を確認してください。

（５）全ての審査が終わりましたら、審査結果を入力した書面審査評定表を、ハードディスクから【ＣＤ２】に移して記録してください。
　また、ＣＤに書き込んだ後は、必ずＣＤにデータが保存されているか、確認してください。
　なお、確認後はハードディスクに一時保存したデータを削除し、データの流出や紛失等に十分注意してください。

（６）審査結果の入力の手順は、以下の図のようになります。

審査結果入力の流れ

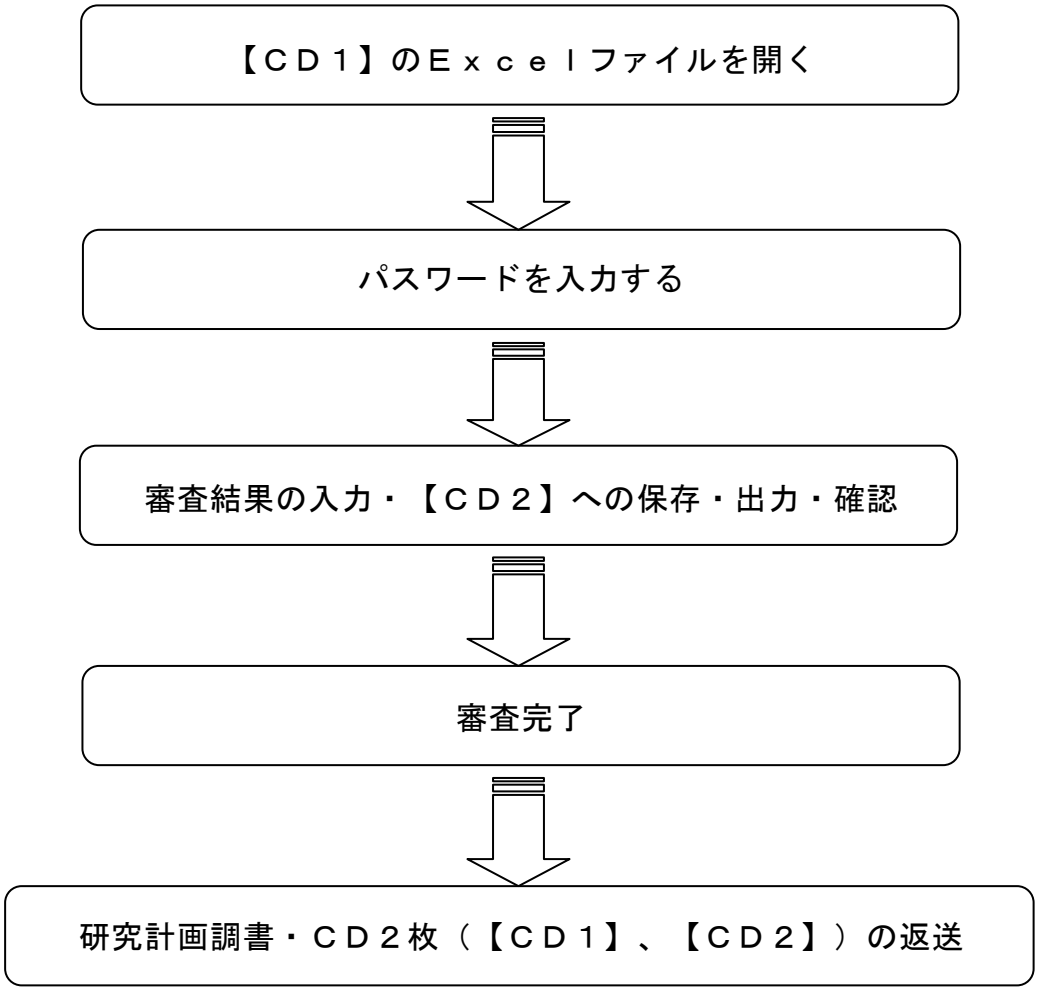

６　審査結果回答・研究計画調書返送期限

平成２６年２月３日（月）まで　【厳守】

７　審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

審査を完了しましたら、「研究計画調書」、「ＣＤ２枚（【ＣＤ１】、【ＣＤ２】）」、「書面審査用パスワード通知書」は、次のように処理してください。

〔研究計画調書・ＣＤ２枚（【ＣＤ１】、【ＣＤ２】）〕
　同封の「着払専用伝票」により、期限までに本会へ返送してください。

〔書面審査用パスワード通知書〕
　お手数ですが、裁断等により処分してください。

【連絡先】
〒102-0083　東京都千代田区麹町５－３－１　麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会　研究事業部
研究助成第二課　奨励研究係

ＴＥＬ 03-3263-0976,0980,1041
ＦＡＸ 03-3263-1824

参　考

１．奨励研究の書面審査における評定基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

２．平成２６年度科学研究費助成事業
（科学研究費補助金）（奨励研究）公募要領（抜粋）　・・・・・・・・・　１６

３．科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）・・・　２４

４．独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の
基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

1

奨励研究の書面審査における評定基準等

１　奨励研究の書面審査における評定基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」別添９
（ 平成１８年９月２２日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定 ）
平成２５年１０月８日一部改正

科学研究費助成事業（科研費）のうち奨励研究は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が１人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

したがって、配分審査にあたっては、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素を考慮した上で、最終的に、３段階による評価を付すこととします。

合議審査では、書面審査における評定結果を基に、個別の評定要素の評定結果や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

さらに、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

ｉ　評定基準

〔評定要素〕

１）研究内容

【研究目的の明確さ】

研究目的は広い領域を包括するような漠然としたものではなく、具体的な目標が明確に設定されているか。

【研究の特色】

研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。

【研究の意義】

当該研究課題の遂行が教育的・社会的意義を有しているか。
特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等を評価する。

【当該学問分野、関連学問分野及び新しい学問分野への貢献度】

・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
・新しい学問分野の開拓及び進展が期待できるか。

２）研究計画

【研究計画の妥当性】

研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっており、当該研究の目的を達成するために適切であるか。

【研究遂行の能力】

研究代表者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記１）及び２）の各評定要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、評点区分によりいずれかの評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「コメント」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
A	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	２０％
B	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	２０％
C	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	６０％
－	利害関係があるので判定できない	－

評点を付す際、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮してください。

（参考）平成２５年度新規採択研究課題の採択率
奨励研究　　１８．４％

〔コメントの記入〕

合議審査において重要になりますので、総合評点を付すとともに、研究課題に対する審査意見を「コメント」欄に記入してください。

ii　その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、奨励研究としての適切性及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

〔奨励研究としての適切性〕

応募のあった奨励研究としての適切性については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

・企業の職員が応募者の場合は、業として行う研究との違いが明確であり、学術の振興に寄与する研究であるか。（業として行う研究は補助対象にならない。）

評定区分	評　定　基　準
（空白）	問題ない
△	奨励研究としてややふさわしくない点がある
×	奨励研究としてふさわしくない

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

〔研究経費の妥当性〕

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について、以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を越えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、外国旅費の取得を目的としたものではないか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２５年度配分状況（採択研究課題の平均充足率）
奨励研究　　５９．９％

iii　留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

２

平成２６年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）公募要領

（抜粋）

平成２６年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）公募要領（抜粋）

はじめに

本公募要領は、平成２６年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）「奨励研究」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、「Ⅰ　公募の内容」、「Ⅱ　応募書類の提出等」、「Ⅲ　審査等」により構成しています。

今回の公募は、できるだけ早く研究者が研究を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成２６年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

Ⅰ　公募の内容

１　目的

奨励研究は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が**一人で行う研究**で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し、奨励することを目的とするものです。

２　対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象とします。

３　応募資格

応募資格は、応募時点において、次のいずれかに該当することです。

(1)　小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員及び教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員

(2)　企業の職員

(3)　上記(1)、(2)に掲げる者以外の者で、学術の振興に寄与する研究（科学研究）を行っている者

ただし、(1)、(2)及び(3)に該当する場合であっても、次の者は応募することができません。

①　生徒及び学部学生・大学院生（社会人学生を除く）

②　文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科学研究費助成事業＜基盤研究、若手研究等＞（以下、「科研費」という。）の応募資格を有する者

③　科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成２６年度に、「その交付の対象としないこと」とされている者

（参考）

上記②の応募資格を有する者とは、次の①及び②の要件を満たす者並びに日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」をいいます。

（「平成２６年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領」抜粋）

①　応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

＜要件＞
ア　研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
イ　当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
ウ　大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

②　科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成２６年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

※　研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第２条に規定される研究機関のことです。（研究機関の一覧は別紙１参照）
研究機関に所属している者は、必ず、所属する研究機関の科研費担当者に対し、「奨励研究」の応募資格の有無を確認してください。

（注）科学研究費補助金取扱規程第２条に規定される研究機関
１）　大学及び大学共同利用機関
２）　文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
３）　高等専門学校
４）　文部科学大臣が指定する機関

４　応募経費（金額）

応募できる経費は、研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象としますが、次の事項に注意してください。
(1)　応募できる金額は、**１０万円以上１００万円以下**とします。
(2)　研究計画の遂行に必要な経費であっても、**次の経費は対象となりません。**

①　建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）

②　補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

③　研究代表者の人件費・謝金

その他、**研究に直接関係のない経費（例えば、酒・煙草等）も対象とはなりません。**

５　公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

①　単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
②　他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③　商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④　業として行う受託研究
⑤　研究経費の額が**１０万円未満**の研究計画

６　研究期間

１年

７　科研費の管理・諸手続

科学研究費補助金取扱規程第２条に規定される研究機関（別紙１参照）に所属している者は、科研費に係る諸手続・管理の委任を当該所属研究機関に依頼しなければなりませんので、該当者は別紙２「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）」を用いて、所属する研究機関に対して委任依頼の手続きを行ってください。

(1) 所属する研究機関が委任の依頼を承諾した場合には、科研費に係る諸手続・管理は当該研究機関が行うこととなりますので、該当する研究者は、応募書類を当該研究機関に提出してください。

(2) なお、所属研究機関が委任の依頼を承諾しなかった場合には、科研費に係る諸手続・管理は研究者個人が行うこととなりますので、応募書類を日本学術振興会に直接提出してください。

８　科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等（公募要領P３～P４参照）を行わないことを確認します。

「各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）」により管理を行うこととなりますが、この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

９　不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、①から⑤のとおり、一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表することとします。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

さらに、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

①　交付決定取消事業（※１）において科研費の不正使用（※２）を行った研究者の場合は、科研費の返還命令があった年度の翌年度以降１年以上１０年以内

②　①における不正使用を共謀した研究者は、①と同一の期間

③　故意又は重大な過失にはあたらないが、科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用を行った研究者の場合は、科研費の返還命令があった年度の翌年度以降１年以上２年以内

④　不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む）、科研費の返還の命令があった年度の翌年度以降５年間

⑤　不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）の場合、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１年以上10年以内

※１　「交付決定取消事業」とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第17条第1項の規定により科研費の交付の決定が取り消された事業をいいます。

※２　「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による科研費の他の用途への使用又は

科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用をいいます。

（注）最近の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為の事例

○不正使用
・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
注）　事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給
・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究上の不正行為
・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

１０　関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

１１　応募から交付までのスケジュール

平成２５年１０月１日	公募
１２月６日	応募書類提出締切日
平成２５年１２月～	
平成２６年３月	審査
４月上旬	交付内定
４月下旬	交付申請
６月中旬	交付決定
６月下旬	補助金の送金

１２　注意事項

(1)　**一人の研究者が応募できる研究課題数は、１課題に限ります。**

(2)　研究課題の応募に当たり、法令、告示、通知及び所属機関等で定めた規程等により、承認・届出・確認等が必要な場合においては、所定の手続きを行わなければなりません。

(3)　研究課題が採択された者であっても、応募資格を喪失した者については、補助金の交付を行いません。

Ⅱ　応募書類の提出等

１　応募書類の提出方法

（1）　提出する応募書類

①応募者全員が必ず提出する書類

・　研究計画調書 ･････････････　**３部**　（正本１部　副本２部※）
　※副本は、１部はクリップでとめ、１部はのりづけして提出する。

・　応募カード　･････････････　**１部**

②所属する研究機関が委任の依頼を承諾しなかった者のみ提出する書類

・　科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（回答）の写し　･････････････　**１部**

応募書類については、所定の様式により作成してください。様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html

（2）　提出方法

＜応募書類を持参する場合＞

応募書類を持参する場合は､次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。
なお、応募書類の提出は１回に限ります。
（応募書類の提出を行う研究機関においては、応募するすべての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。）

【提出期間】
平成２５年１２月４日（水）～ １２月６日（金）
午前９時３０分～正午　及び　午後１時～午後５時【時間厳守】

【受付場所】
独立行政法人日本学術振興会　８階会議室　（予定）
（麹町ビジネスセンター内）

所在地　東京都千代田区麹町５－３－１（麹町ビジネスセンター）
（※公募要領Ｐ７の地図を参照してください。）

＜応募書類を送付する場合＞

応募書類を送付する場合は配達が証明できる方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）により、**平成２５年１２月４日（水）～ １２月６日（金）に到着するように、余裕を持って発送してください。（封筒等の表には「科学研究費補助金（奨励研究）計画調書在中」と朱書きしてください。）**
なお、送付された応募書類のうち、平成２５年１２月５日（木）までに発送したことが証明できる場合に限り、１２月９日（月）に到着したものまで受理します。
また、応募書類の提出は１回に限ります。
（応募書類の提出を行う研究機関においては、応募するすべての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。）

【郵便等送付先】
〒102-0083　東京都千代田区麹町５－３－１（麹町ビジネスセンター）
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課
「科学研究費補助金（奨励研究）」応募受付担当

(3)　留意事項

応募書類の作成・提出に際しては次の点に留意してください。

①　応募書類は、「研究計画調書作成・記入要領」及び「応募カード作成・記入要領」に基づいて作成してください。

②　研究機関に所属する者のうち、研究機関が管理の委任の依頼を承諾しない旨の回答があった者については、「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（回答）」の写しを必ず添付してください。

③　応募書類の提出・受付後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

④　提出した応募書類の写を保管しておかなければなりません。

Ⅲ　審査等

１　審査

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。

「奨励研究」は、人文・社会、理工、生物の３つの分野別の審査会における合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

２　審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」）は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html）に掲載しています。

３　審査結果の通知

審査の結果に基づく採択・不採択については、応募者に文書で通知します。
（研究機関を通じて応募があった場合は、研究機関を通じて通知します。4月上旬予定。）

また、採択されなかった場合には、書面審査の専門分野におけるおおよその順位等について日本学術振興会科学研究費委員会から開示する予定です。（６月中旬予定。）

４　個人情報の取り扱い

応募書類に含まれる個人情報は、科学研究費助成事業の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第５条第１号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により公開します。

平成26年度科学研究費補助金（奨励研究） 系・専門分野・専門番号表

系	専 門 分 野	専門番号	分割記号
人文・社会系	哲学・芸術学	111	
	国語・国文学	121	
	外国語・外国文学	131	
	史学	141	
	地理学・文化人類学・地域研究	151	
	社会学・心理学	211	
	教育学・教育社会学	221	
	教科教育学Ⅰ（文科系）	222	
	教科教育学Ⅱ（理科系）	223	
	教育工学	231	
	特別支援教育	241	
	法学・政治学・経済学・経営学	251	

系	専 門 分 野	専門番号	分割記号
理工系	数学	311	
	物理学	321	
	化学	331	
	地球惑星科学	341	
	工学Ⅰ（機械系）	351	
	工学Ⅱ-A（電気・電子系）	352	A
	工学Ⅱ-B（情報系）	352	B
	工学Ⅲ（土木・建築工学系）	353	
	工学Ⅳ（材料・生物工学系）	354	
	工学Ⅴ（その他工学）	355	

系	専 門 分 野	専門番号	分割記号
生物系	生物学Ⅰ（植物）	411	
	生物学Ⅱ（動物）	412	
	農学・水産学	421	
	薬学1 ※薬物動態学、薬物代謝学、ドラッグデリバリー、製剤、薬物相互作用	431	A
	薬学2 ※薬効解析学、医薬品安全性学、オーダーメード医療	431	B
	薬学3 ※病院薬学、医療薬剤学、臨床化学	431	C
	薬学4 ※医薬品情報学、医薬品適正使用、その他の薬学	431	D
	基礎医学	432	
	臨床医学	433	
	歯学	434	
	境界医学・社会医学・看護学等	435	
	健康・スポーツ科学	441	
	生活科学	451	

（注1）審査希望分野の選定に当たっては、研究計画の内容に最も関連が深いと思われる専門分野を選定してください。

（注2）分割記号の記載がある専門分野を選択した場合には、研究計画調書・応募カードへ該当する分割記号を必ず記入してください。（分割記号の記入がない場合は、審査の対象外となります。）

（注3）薬学については、※のキーワードにより「薬学1」～「薬学4」に4分割しています。

別表2

職 種 番 号 表

職　　種	番 号
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の教員	501
教育委員会の職員	502
非常勤講師・研究員等	503
技術系職員（企業の職員を除く）	504
企業の職員	505
その他（無職を含む）	506

（注）

1．教員には、校長及び教頭等を含む。

2．医療施設等に勤務する者は、その施設が営利を目的として設立された施設であれば、「企業の職員」とし、それ以外は「その他」とする。

3．「企業の職員」は、経営者・従業員の区別なく企業に属している者。

3

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成１８年９月２２日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正　平成１９年　２月１９日
一部改正　平成１９年　５月２３日
一部改正　平成１９年１０月　１日
一部改正　平成１９年１２月１７日
一部改正　平成２０年　９月２５日
一部改正　平成２１年　１月２７日
一部改正　平成２１年　９月２９日
一部改正　平成２２年　１月２０日
一部改正　平成２２年　５月２６日
一部改正　平成２２年　９月２９日
一部改正　平成２３年　１月２６日
一部改正　平成２３年　８月　５日
一部改正　平成２３年１０月　５日
一部改正　平成２４年　２月　７日
一部改正　平成２４年　９月２８日
一部改正　平成２５年　２月　６日
一部改正　平成２５年１０月　８日

第１章　総則

（目的）

第1条　この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　研究課題　科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費の対象となる個々の研究をいう。

二　成果公開　研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。

三　審査委員又は評価者　委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。

四　被評価者　下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）

(1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者

(2) 研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者

(3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者

五　審査意見書作成者　特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。

六　評価協力者　　基盤研究（S）、若手研究（S）の研究進捗評価及び特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

（評価の種類）

第3条　評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　審査（事前評価）

二　研究進捗評価

三　追跡評価

（評価の時期）

第4条　評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　審　　査　　応募書類の受理後、速やかに行う。

二　研究進捗評価　　第3章に定める時期に行う。（特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究（S）の研究課題に限る。）

三　追跡評価　　第4章に定める時期に行う。（特別推進研究の研究課題に限る。）

（評価の方法）

第5条　評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

一　書面による評価

二　合議による評価

三　ヒアリングによる評価

四　現地調査による評価

（守秘の徹底）

第6条　評価の過程は、非公開とする。

2　審査委員（評価者）、審査意見書作成者及び評価協力者（以下「評価者等」という。）は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

一　計画調書、研究進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容（被評価者が情報提供に同意したものを除く。）

二　評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報（被評価者に通知するまでの間）

三　評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）

四　評価者等が行う評点及びその集計結果

五　評価の結果（被評価者に開示されるまでの間）

六　各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等（公表されるまでの間）

七　その他非公開とされている情報

3　評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第7条　評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

（利害関係者の排除）

第8条　評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一　科学研究費、特別研究員奨励費の場合

(1)　評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2)　評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

①　親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

②　緊密な共同研究を行う関係

（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

③　同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④　密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤　研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二　研究成果公開促進費の場合

(1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

①　親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

②　事業遂行における緊密な関係

（例えば、研究成果公開発表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者）

③　同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④　密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤　成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（評価結果の開示等）

第9条　審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2　研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。

3　追跡評価の結果の開示及び公表は、第21条に定めるとおりとする。

4　審査委員（評価者）及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第２章　審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条　審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一　全研究種目共通の方針

(1)　平成20年10月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成21年2月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。

(2)　研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添 13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3)　研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。

(4)　採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

(5)　特別推進研究、基盤研究（審査区分「特設分野研究」を除く）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。

(6)　研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。

(7)　相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

(8)　ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二　研究種目（審査区分）別の方針

(1)　科学研究費（特別推進研究）（略）

(2)　科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）（略）

(3)　科学研究費（奨励研究）

①　各専門分野への配分については、配分方式により算出した額を専門分野別の配分予定枠とするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

②　小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

なお、研究課題の選定に際しては、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮する。

③　研究課題の研究期間は、1年とする。

(4)　研究成果公開促進費（略）

(5)　特別研究員奨励費（略）

（審査の実施体制）

第11条　委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審　査　事　項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究（S）の研究課題 ・若手研究（S）の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究（A）（審査区分「一般」）の研究課題 ・基盤研究（B）（審査区分「一般」）の研究課題 ・若手研究（A）の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究（A）（審査区分「海外学術調査」）の研究課題 ・基盤研究（B）（審査区分「海外学術調査」）の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究（C）の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題 ・若手研究（B）の研究課題（応募時に複数細目を選択した研究課題（以下、「複数細目研究課題」という。）を除く）
審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・若手研究（B）の研究課題のうち複数細目研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会	・国際情報発信強化の成果公開
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・研究成果公開発表の成果公開 ・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開
特設分野研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・基盤研究（B）（審査区分「特設分野研究」）の研究課題 ・基盤研究（C）（審査区分「特設分野研究」）の研究課題

（審査の方法）

第12条　審査の方法は、次のとおりとする。

一　審査・評価第一部会（略）

二　審査・評価第二部会（略）

三　審査第一部会（略）

四　審査第二部会（略）

五　審査第三部会（略）

六　奨励研究部会

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

(1)　各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

(2)　各小委員会に属する審査委員は、別添9の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

(1)　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとの審査グループを設けることとする。

(2)　各審査グループは、配分方式を準用し、審査希望分野ごとに按分した額と当該分野にかかる「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により、採択候補研究課題を選定する。

(3)　各小委員会は、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

(1)　各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

(2)　運営小委員会は、上記「(1)」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

七　成果公開部会（略）

（審査結果の開示）

第13条

一　特別推進研究（略）

二　基盤研究（Ｓ）、若手研究（Ｓ）（略）

三　基盤研究（Ａ・Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（Ａ・Ｂ）、研究活動スタート支援（略）

四　挑戦的萌芽研究（略）

五　奨励研究（略）

採択されなかった研究課題の研究代表者に対して、審査希望分野における書面審査結果のおおよその順位を開示する。

六　国際情報発信強化（略）

七　研究成果公開発表、学術図書、データベース

八　基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」）（略）

第３章　研究進捗評価（略）

第４章　追跡評価（略）

科学研究費委員会組織図

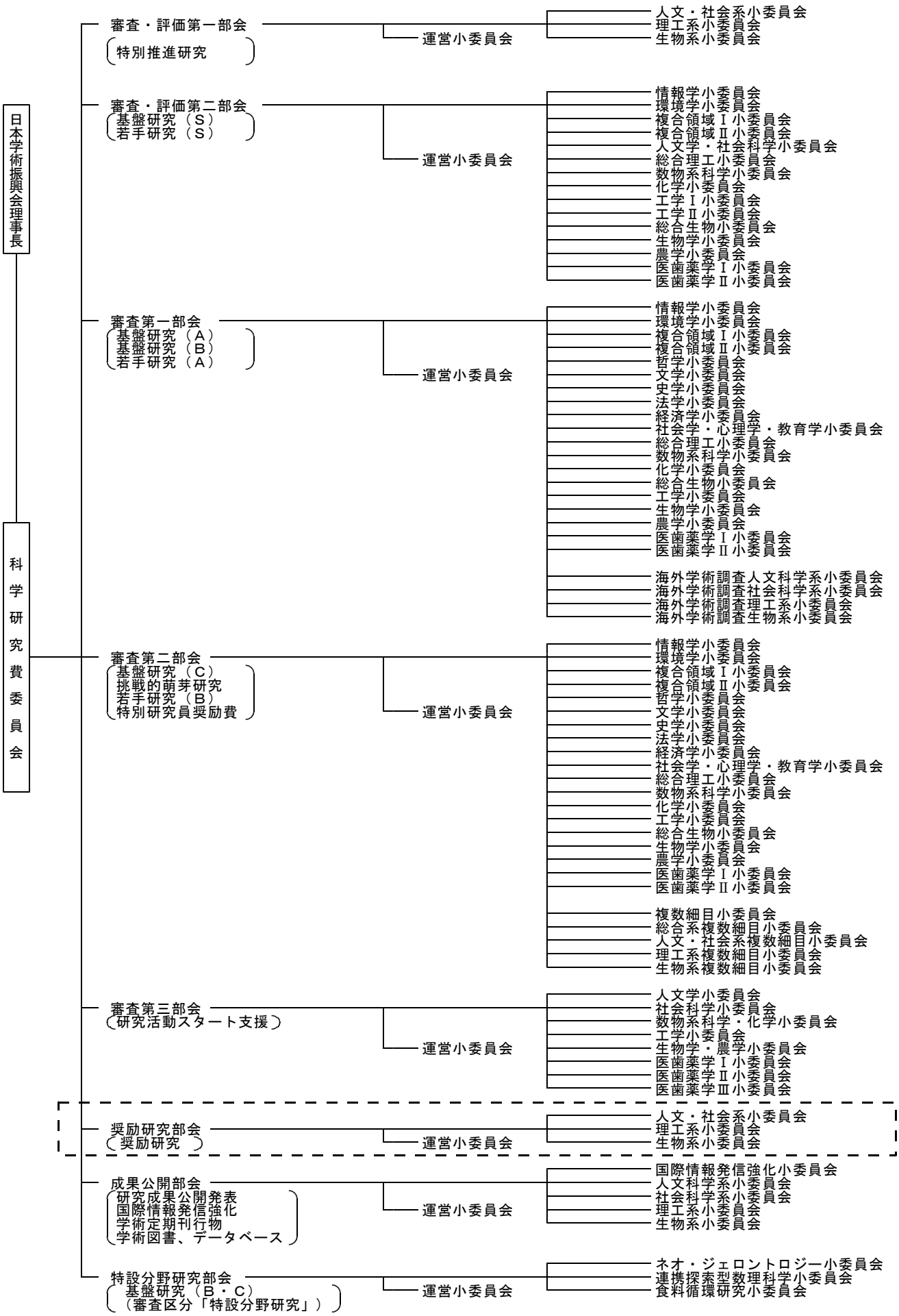

別添２～９（略）

4

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の
審査の基本的考え方

平成１５年１１月１４日
科学技術・学術審議会決定
平成16年11月17日一部改正
平成17年11月24日一部改正
平成18年 1月31日一部改正
平成18年11月21日一部改正
平成19年 1月30日一部改正
平成19年11月20日一部改正
平成20年11月12日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年 4月19日一部改正
平成23年 9月8日一部改正
平成24年10月23日一部改正
平成25年10月8日一部改正

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業において、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）及び学術研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたって、独立行政法人日本学術振興会の「中期目標」（平成２５年３月２８日）に基づき定められた「中期計画」（平成２５年３月２９日認可）により、科学技術・学術審議会が示すこととされている、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）は、以下のとおりとする。

Ⅰ　この基本的考え方において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費の対象となる個々の研究をいう。また、「成果公開」とは、研究成果公開促進費の対象となる個々の事業をいう。

Ⅱ　補助金及び助成金の配分は、別に文部科学省から示される金額の範囲内において行う。間接経費を措置する研究種目及び間接経費の額は、別に文部科学省から示されるとおりとする。

Ⅲ　「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成２４年１２月６日内閣総理大臣決定）の趣旨及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成２１年２月１７日文部科学大臣決定）に則り、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金及び助成金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、補助金及び助成金の効果的・効率的配分を図る。

Ⅳ　配分審査に際しては、補助金及び助成金の早期交付に十分配慮する。

Ⅴ　各研究種目共通の配分審査の考え方

１　応募のあった研究課題及び成果公開の中から、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術研究の動向に即して特に重要なものを選定する。

２　研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、当該学問分野及び関連学問分野への貢献度等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究成果をも厳正に評価し（「挑戦的萌芽研究」を除く。）、研究成果が期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別紙１「競争的

資金の適正な執行に関する指針」（平成１７年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

３　研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。

４　「特別推進研究」、「基盤研究」又は「若手研究」の研究課題のうち研究期間が４年以上のものであって、研究期間の最終年度前年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に応募された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。

５　継続研究課題を完了し、研究期間を短縮した上で応募する新たな研究課題については、当初の到達目標を達成したかを別途評価し、新規応募が適切な場合に限って、新たな研究課題を審査すること。

６　採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として１０万円単位とする。

Ⅵ　研究種目別の配分審査の考え方

１　科学研究費（「特別推進研究」）

（１）補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。

（２）国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。

（３）研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。

（４）現在、特別推進研究の研究課題に採択されている研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重に審査を行う。

（５）研究費を大幅に減額することが相当であると認める場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。

（６）研究期間は、３年から５年以内とする。

（７）研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

研究計画の大幅な変更を行おうとする研究課題の継続の可否及び配分額については、合議による審査を行う。審査に際しては、必要に応じてヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。

（８）研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。

（９）他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い

他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）については、別紙１「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを

判断する際の参考とする。

2　科学研究費（「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」）

〔共通事項〕

（1）二段審査制

「基盤研究」（「基盤研究（S）」、審査区分「海外学術調査」及び「特設分野研究」を除く。）、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」（「若手研究（S）」を除く。）に係る補助金及び助成金の配分については、審査委員が個別に行う第１段審査と合議による第２段審査により行う。

ア　第１段審査は、各研究課題について専門的見地から行う。

イ　第２段審査は、第１段審査の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により行う。

なお、「基盤研究（S）」に係る補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。

「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）、「基盤研究（B・C）」（審査区分「特設分野研究」）及び「研究活動スタート支援」に係る補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。

（2）各専門分野への配分方法

「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

「基盤研究（S・A・B）」（審査区分「特設分野研究」を除く）、「若手研究（A）」及び「研究活動スタート支援」の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙２「科学研究費助成事業配分方式（1）」により、算出した額を配分する。

「基盤研究（C）」（審査区分「特設分野研究」を除く）、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙３「科学研究費助成事業配分方式（2）」により、算出した額を配分する。

「基盤研究（B・C）」（審査区分「特設分野研究」）の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別に文部科学省から示される額を配分する。

（3）配分額の調整

上記の配分方法に加え必要に応じ下記の調整を行う。

ア　人文・社会科学の研究の振興のための調整

イ　私立学校の振興に配慮し、私立大学等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

ウ　技術教育振興等への貢献度について配慮し、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

エ　その他必要が認められる調整

（4）研究計画の大幅な変更を行おうとする継続の研究課題の取扱い

研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

（5）研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。

（6）他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い

他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究

分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）については、別紙１「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

〔個別事項〕

（１）「基盤研究（Ｓ）」

ア　一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ　研究期間は、原則として５年間とする。

（２）「基盤研究（Ａ・Ｂ・Ｃ）」

一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

この場合、研究計画の性格により、次の３種類の審査区分に留意する。

①「一般」

ア　特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ　研究期間は、３年から５年以内とする。

②「海外学術調査」

ア　研究の対象及び方法において、主たる目的が国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。

イ　研究期間は、３年から５年以内とする。

③「特設分野研究」

ア　科学技術・学術審議会が決定した特設分野の中から、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ　研究期間は、特設分野の設定期間を超えない範囲で３年から５年以内とする。

（３）「挑戦的萌芽研究」

ア　一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。

イ　研究期間は、３年以内とする。

（４）「若手研究（Ｓ）」

新規応募研究課題の公募が行われていないため審査は行わない。

（５）「若手研究（Ａ・Ｂ）」

ア　新規応募研究課題の開始年度の年齢が４月１日現在で３９歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、特に「若手研究(Ａ)」については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果を挙げることが期待できるものを選定する。

イ　研究期間は、２年から４年以内とする。

（６）「研究活動スタート支援」

ア　前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

イ　研究期間は、２年以内とする。

３　科学研究費（「奨励研究」）

（１）補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。

（２）各専門分野への配分方法

各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるよう配慮する。

（３）小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。)が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

（４）研究期間は、１年とする。

４　研究成果公開促進費

〔共通事項〕

（１）補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各成果公開について、審査委員が個別に事前審査を行う。

（２）計画の大幅な変更を行おうとする継続の成果公開の取扱い

計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

（３）各専門分野への配分方法

各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

〔個別事項〕

（１）「研究成果公開発表」

ア　学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で主催にかかる運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

イ　事業期間は、２年以内とする。

（２）「国際情報発信強化」

ア　学術的団体等が行う定期刊行物の発行に際し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組で、重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

イ　事業期間は、原則として５年間とする。

（３）「学術定期刊行物」

新規応募成果公開の公募が行われていないため審査は行わない。

（４）「学術図書」

ア　個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもので、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国

際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

イ　事業期間は、２年以内とする。

（５）「データベース」

ア　我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

イ　事業期間は、５年以内とする。

５　特別研究員奨励費

（１）我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

（２）研究期間は、３年以内とする。

（別紙１）

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成１７年９月９日
（平成 18 年 11 月 14 日改正）
（平成 19 年 12 月 14 日改正）
（平成 21 年 3 月 27 日改正）
（平成 24 年 10 月 17 日改正）
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

１．趣旨

第３期科学技術基本計画（平成１８年３月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成１８年８月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成１８年２月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

２．不合理な重複・過度の集中の排除

（１）不合理な重複・過度の集中の考え方

①　この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

②　この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

①　府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

３.不正使用及び不正受給への対応（別表１）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（１）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降１から１０年間とする。

（２）偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降５年間とする。

（３）善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降１又は２年間とする。

４．研究上の不正行為への対応（別表２）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（１）当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

（２）不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募

資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降２から１０年間とする。

（３）不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１から３年間とする。

５．その他

（１）上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成 20 年 1 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 19 年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

（２）上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成 17 年 9 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 17 年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

（３）上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成 18 年 11 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

（４）平成 24 年 10 月 17 日の改正に係る取組み（別表１及び別表２）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表１の１．個人の利益を得るための私的流用の場合の１０年、及び、２．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の５年等）については、平成２５年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

（５）関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

（６）不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

（７）関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

（８）本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

（別表１）

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者（3．）</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
（3．（1））</td><td colspan="2">1．個人の利益を得るための私的流用</td><td>10年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．
1．以外</td><td>① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>5年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>2～4年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>1年</td></tr>
<tr><td>偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者
（3．（2））</td><td colspan="2"></td><td>5年</td></tr>
<tr><td>不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者
（3．（3））</td><td colspan="2"></td><td>不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）</td></tr>
</table>

※ 以下の場合は、応募制限を科さず、厳重注意を通知する。

・３．（１）において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

・３．（３）において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

（別表２）

<table>
<tr><td colspan="3">不正行為に係る応募制限の対象者（4．）</td><td>不正行為の程度</td><td>応募制限期間</td></tr>
<tr><td rowspan="5">不正行為に関与した者（4．（2））</td><td colspan="2">1．研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>10年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>5～7年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>3～5年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="2">3．1．及び2．を除く不正行為に関与した者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）（4．（3））</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>1～2年</td></tr>
</table>

（別紙）

競争的資金に関する関係府省連絡会　名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

（別紙２）

科学研究費助成事業配分方式（１）

○各専門分野毎の配分枠

$$（B－A）\times \frac{a+b}{2}$$

（注）要素：　Ａ＝当該研究種目（審査区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
Ｂ＝当該研究種目（審査区分）の本年度配分予定額
ａ＝当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（Ｃ）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（Ｄ）の構成比〔Ｄ／Ｃ〕
ｂ＝当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究課題数（Ｅ）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数（Ｆ）の構成比〔Ｆ／Ｅ〕

（別紙３）

科学研究費助成事業配分方式（２）

○各専門分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

（注）要素：Ａ＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額
ａ＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費（Ｃ）に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費（Ｄ）の構成比〔Ｄ／Ｃ〕
ｂ＝当該研究種目の新規応募研究課題数（Ｅ）に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数（Ｆ）の構成比〔Ｆ／Ｅ〕